

登 録 電 気 工 事 業 者 変 更 事 項 一 覧 表

変更事項 確認資料等	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	個人の場合		法人の場合			営業所			電気工事の種類	主任電気工事士	主任電気工事士の 電気工事士資格
氏名	住所	名称	所在地	代表者・役員	名称	所在地	増設				
誓約書兼主任電気工事士雇用証明書					○			○		○	
主任電気工事士等実務経験証明書								○		○	○
主任電気工事士の電気工事士免状の写し								○	○	○	○
備付器具調書								○	○		
届出書が個人の場合：住民票		○									
届出書が個人の場合：戸籍抄本	○										
届出者が法人の場合：履歴事項全部証明書			○	○	○						
手数料：2,200円	○	○	○	○					○		

【 各変更事項について 】

№. 1) 個人氏名 <手数料が生じる変更事項です>

個人事業主の氏名を変更する場合は、承継や相続に伴って氏名を変更する場合は、承継届等も提出してください。

№. 2) 個人住所 <手数料が生じる変更事項です>

個人事業主が住所（住民票上の所在地）を変更する場合は、

№. 3) 法人名称 <手数料が生じる変更事項です>

登記上の法人名称を変更する場合は、「有限会社〇〇」を「株式会社〇〇」に変更する場合などです。

№. 4) 法人所在地 <手数料が生じる変更事項です>

登記上の本店所在地を変更する場合は、

№. 5) 法人代表者・役員

登記上の取締役や監査役の就退任等があった場合は、

№. 6) 営業所名称

店舗の名称や屋号などを変更する場合は、

№. 7) 営業所所在地

店舗を移転した場合は、移転先が、埼玉県が管轄する市町村の場合に限ります。

№. 8) 営業所増設

県内に営業所を増設する場合は、県外に増設することを検討されている場合は、事前にお問合せください。

№ 9) 電気工事の種類 <手数料が生じる変更事項です>

自家用電気工作物を追加したい場合や、削除したい場合です。

一般用電気工作物等をやめて自家用電気工作物のみに変更したい場合は、「開始通知」の手続が必要です。以下のホームページで確認してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/d-tsuuchi.html>

№ 10) 主任電気工事士

現在選任している主任電気工事士を変更する場合です。

主任電気工事士に選任できる者は、次の要件のどちらかを満たす者です。また、2 つ以上の営業所の主任電気工事士を兼務することはできません。

- ・ 第一種電気工事士免状を取得していること。
- ・ 第二種電気工事士免状を取得後 3 年以上の実務経験を有し、証明できること。

主任電気工事士に選任しようとする者が、上述の要件を満たしていることを確認したい場合は、「電気工事士免状の事前連絡票 兼 実務経験証明書の事前連絡票」を電子申請により提出してください。

- ・ 複数の事業者での実務経験を合算したい場合は、証明者ごとに事前連絡票を送信してください。
- ・ 事前連絡票の提出に当たって、電気工事士免状の提出は不要です。
- ・ 事前連絡票の内容を当課で確認した後、確認番号を、メール又はファクシミリでお知らせします。
- ・ 確認番号は、「誓約書兼主任電気工事士雇用証明書」に記入してください。

「電気工事士免状の事前連絡票兼実務経験証明書の事前連絡票」の申請フォーム入口は、化学保安課のホームページにあります。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/d-henkou.html>

№ 11) 主任電気工事士の電気工事士資格

主任電気工事士が新たな電気工事士の資格を取得した場合です。